

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇監査公告

昭和三十年度に係る各耕地事務所の定期監査の結果公表

目次

監査公告

鳥取県監査公告第百五十三号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る各耕地事務所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十一年九月一日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫

同 近藤 伝 一

監査箇所

執行年月日

西部耕地事務所

昭和三十一年七月 十七日

中部

同 七月 二十日

東部

同 七月二十三日

監査概評

県行政機構の改革に伴い昨年五月には、東部地方事務所更に本年五月中、西部地方事務所が廃止され新に県下三地区に耕地事務所が設置されたので今回の監査は、東部耕地事務所に対しては、昭和三十年定期監査を、中、西部耕地事務所は、昭和三十一年度臨時監査とし、それぞれ新発足の事業の執行状況、特に引継事務、並びに未処理懸案事項等につき実施した。その結果各所とも引継事務は的確に実施していたものと認めた。しかしながら単独事務所の組織機構、或いは県営事業所との関連性、等についてはなお考究検討の余地がある。殊に現在の組

業に着手したが中途において地元の財政負担等の関係上、七町一反歩で中止し残余の工事は廃工手続中であった。

五 経理出納その他事務の処理は適正と認めた。

中部耕地事務所 昭和三十一年七月二十日監査

監査委員 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

一 当所は所長以下二十三名(主事三、技師一、雇四、臨時職員五)をもつて一市一郡の耕地事務事業を掌理しているが、特に引継事務事業は適切に行っていた。なお職員の中七月人事異動により一名欠員となつてゐるが充足については特に善処されたい。

二 当所管内は羽合用水、北条用水、北条浜かんがい並びに東郷池沿岸排水改良の各県営事業所を設置しているがこれらの現地機関は、技術職員の不足の折、当所に吸収し、職員の機動性をもたせ耕地事業の一元化を図ることが財政効率の面から考えられるのでこの点検

討されたい。

三 繰越工事箇所一三、事業費三七、八五一、〇〇八円(補助額一一、七〇一、一一三円)本工事はすべて補助工事で地元土地改良区その他団体等によつて施工しているが、中には施工粗雑と認められるもの、或いは検査が形式的に行われているもの等があつたので施工監督を厳にし、工事の適正を図るよう留意されたい。

四 農道工事東伯郡三朝町久原総事業費一、二二〇、〇〇〇円

(工期 三二、二、二〇
三二、五、二九)

繰越事業費七九〇、〇〇〇円、延長九一四、〇米、本工事、施工主体は三朝町土地改良区であり五月二十九日竣功検査を終り、補助金一五八、〇〇〇円交付していたが、工事出来形は設計書並びに図面と照し著しく相違しているのので再調査の上、措置すべきである。なお竣功検査は県の權威にかかりまた法に抵触する場合も生ずるのでいやくも形式的に終ることのないよう留意すべきである。

織機構は、土地改良係、災害復旧係の二係であつて、一般管理事務の処理に配慮が必要と思われるもの、或いは県営事業所との有機的関連性、特に事業の総合性、技術陣容の機動性等行政的、財政的、効率的見地から現地機関の統合整備を図る等して、事業推進に当らしめることが、もつとも効果的と思われる。

また現地の指導監督についても、人事、予算的に配慮が欠け、監督指導が不徹底に陥つてゐるので県は、これらの点につき再検討を加えるとともに第一線機関の現状を再確認し、適切な措置を講ずるよう要望する次第である。

なお各所別にその概要は次の通りである。

西部耕地事務所 昭和三十一年七月十七日監査

監査委員 松 本 利 治

同 大 西 節 夫

一 当所は所長、主事三、技師一〇、雇三、臨時職員三、計二〇名をもつて二市二郡の耕地事業を所轄し、概ね

円滑に業務の推進を図つてゐるものと認めた。

二 三十年代事業で年度内に完成見込み困難で地方事務所より積算事業七ヶ所、災害復旧事業七ヶ所(内一ヶ所廃止)を繰越事業として継承し三十一年度に施工しているが、その施工状況は概ね適切に実施していたが、特に竣功後の管理指導については配慮に欠け手戻、崩壊の危険箇所等あり、また監督状況及び指示、手直命令等の記録不明確のため推移状態が確認できなかつたので、施工監督並びに諸記録の保存整備が必要である。なお竣功並びに事務検査は的確厳正を期するよう特に留意されたい。

三 地方事務所当時から懸案事項であつた新宮谷溜池の再建設、中海干拓事業の事前調査、米川、新開川各土地改良区の合併、日本バルブ工場増設地に伴う日吉津後地の排水改良事業、箕蚊屋地区区画整理事業等は早期解決に一層努力されたい。

四 淀江土地改良区の土地区画整理事業は全体計画二十一町四反を二十八年度事業として実地測量を行い、事

五 小田地農道三朝町下西谷事業費二〇万円、延長二〇〇米は切取法勾配が二分となつてゐるため数箇所法面が崩壊し側溝に堆積していたが、現地踏査による適確な設計をなし施工の万全を期することが肝要である。

六 經理出納事務で次の点留意されたい。
1 三朝町下西谷土地改良区に対する補助金交付は事業主体の精算事務完了確認後交付すること。

東部耕地事務所 昭和三十一年七月二十三日監査

監査委員 松 本 利 治
同 山 本 四 郎
同 近 藤 伝 一
同 大 西 節 夫

一 当所は昨年五月東部地方事務所廃止に伴い新に単独事務所として発足、一市三郡の耕地事業を掌理し、職員は所長以下二〇名(主事三、技師八、雇五、臨時職員四)により概ね円滑に執行しているものと認めた。

二 本年度における事業執行状況は左の通りである。

事業別	三十年度事業費	
	繰越事業費	外三十一年度に繰越事業費
土地改良事業	三、三八、六八円	三、三〇、〇〇〇円
急傾斜地帯事業	三、三八、二二〇	五、〇〇、〇〇〇
海岸砂地帯事業	一、一〇、〇〇〇	八、〇〇、〇〇〇
小田地開発事業	四、一〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇
災害復旧その他事業	三、三三、〇〇〇	一
計	五、四七、〇〇〇	五、四〇、〇〇〇

何れも町村補助事業であつて工事は竣功し補助金支出も終つてゐるが工事施工に当り次の点留意されたい。

1 各地区に施工せる木工沈床による頭首工の下流側は、水勢のため例外なく深堀となり、木工沈床及び護岸石積の根元が露出し、破損欠壊の因をなしているので当初計画に当つては特に慎重を期すること。

2 護岸、水路等の石積工において使用する石材が設計書に定める規格に合格していないものが多数ある。また練積石積のコンクリート量が不足している

と思われるものもあり中には突込コンクリート程度の施工を行つていた箇所も見受けられたので施工監督を厳にすること。

三 農道工事高郡青谷町奥崎(事業費二、〇二〇、〇〇〇円、延長八二二、九米)は施工直後においてはほとんど全区域にわたり盛工部分及び切取法面が崩壊していたが、当初計画に際し地形、土質等を充分精査し慎重に設計したものと認め難い、常時の施工監督に当つては充分留意すること。

四 二十八年度災害頭首工復旧工事八頭郡郡家町門尾(事業費五十二万一千円)は指令前施工工事である、工期(自二九、三、二〇二十五日間で完成したものであるが頭首工上張コンクリートは局所に破壊されており特に頭首工下流側は手戻り深堀し、崩壊の危険性があるので措置すること。

五 經理出納その他事務の処理は概ね適正と認めた。